

## 富山県自宅再建利子助成事業要領

### (目的)

第1条 この要領は、富山県自宅再建利子助成事業の適正かつ円滑な運用を確保するため、助成対象、助成方法等に関し、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。）や富山県自宅再建利子助成事業要綱（以下「要綱」という）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 要綱における世帯とは、住民票における世帯を指すものとする。

第3条 要綱における年齢は、満年齢とする。

### (助成金の対象)

第4条 要綱第3条第1項に定める「その他、知事が認める者」とは、富山県内市町村が発行する罹災証明で、準半壊又は一部損壊の認定を受けた者で、液状化被害により次のいずれかの被害が出たものとする。

- (1) 宅地などにひび割れが発生したもの
- (2) 柱や壁、床に1/100以上の傾きが生じたもの
- (3) その他、日常生活に支障が出る程度の沈下が発生したもの等

2 要綱別表2に定める世帯収入（所得）は、市町村の発行する課税所得証明書により判断する。

### (助成金の申請)

第5条 助成金の申請は、罹災証明書に記載のある被災者であって、金融機関等から融資を受けた本人、またはその親族が行うものとする。

2 前項における親族とは民法第725条によるものとする。

### 付 則

この要領は、令和6年7月17日から施行し、令和6年1月1日以降に住宅再建をしたものについて適用する。